

くまもとの森林環境教育（木製品導入補助） 事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、くまもとの森林環境教育（木製品導入補助）事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、その適正な執行を期するため、必要な事務処理について定めるものとする。

なお、事業については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）並びに熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

（事業の目的）

第2条 幼稚園、保育所、小中学校等に、県産木材を使用した机・椅子等の木製品を導入し、森林の公益的機能や地球環境、木の文化、木材の良さ及び地域材利用の意義を理解するとともに、事業をモデルケースとして、県産木材を使用した木製品を利用する環境が県内に広がっていくことを目的とする。

（事業内容等）

第3条 事業内容、事業実施主体、補助対象等は、別表のとおりとする。

（事業の実施等）

第4条 補助金に係る事業実施計画承認申請、交付申請、請求、実績報告等の事務手続については、年度ごとに指定する期日までに、導入する施設の所在地を所管する広域本部長（ただし、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあっては上益城地域振興局長とする。以下「広域本部長等」という。）を経由し、知事に提出するものとする。

（事業実施計画承認申請）

第5条 要項第3条の事業実施計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の事業実施計画書の添付書類は次のとおりとする。

- ア 木製品を導入する幼稚園等の規模、教室配置等
- イ 木製品の規格を掲載した図面又は商品カタログ
- ウ 見積書
- エ 直近3年間の事業年度の収支内容が分かる書類
（事業報告書、賃借対照表及び損益計算書等）
- オ 木育インストラクターの認定証の写し等

なお、木育インストラクターとは、熊本県が認定する木育のインストラクター及び熊本大学が養成する木育推進員のことをいう。

また、事業実施計画書を提出する時点で木育インストラクターとして認定された者がいない

団体においては、当該年度に熊本県又は熊本大学が実施する養成講座を受講することとし、受講申込書の写しを提出するものとする。

- カ 木育インストラクターが、事業実施主体に属していることを証明する書類
- キ その他必要とする書類

（事業実施計画の承認）

第6条 知事は、事業実施計画を承認する場合は、別記第2号様式により事業実施主体に通知するものとする。

（事業実施計画の変更）

第7条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

（事業実施変更計画の承認）

第8条 知事は、事業実施計画の変更を承認する場合は、別記第2号様式により事業実施主体に通知するものとする。

（補助金交付申請、変更申請）

第9条 要項第6条第2項第1号及び第8条第2項の事業（変更）計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

（補助金交付決定前着手）

第10条 要項第9条第1項の当該承認申請書の様式は、別記第3号様式によるものとする。

（事業の着手、完了）

第11条 事業実施主体は、事業に着手、又は完了したときは、速やかに事業着手（完了）届（別記第4号様式）を広域本部長等に提出するものとする。

2 前項の事業完了届の添付書類は次のとおりとする。

- ア 契約書又はこれに代わる書類の写し
- イ 木製品等の設置状況及がわかる写真
- ウ 学習会実施報告書（別記第5号様式）
- エ 県産木材の使用を証明する書類（別記第6号様式）
- オ 熊本県グリーン購入推進方針の判断基準に準じた木材であることを証明する書面（熊本県グリーン購入推進方針「別表3オフィス家具等③ア」）（合法木材証明書で可）
- カ 木製品の安全性に関する確認書（別記第7号様式）
- キ その他必要とする書類

（確認検査）

第12条 広域本部長等は、前条の事業完了届の提出があった場合は、事業実施及び完了の適否

について、次のとおり確認検査を行う。

ア 書類検査

- ① 契約関係（契約書等）の確認
- ② 数量関係（納品書等）の確認
- ③ 県産材使用の要件を満たしているかの確認
- ④ 学習会の開催状況の確認

イ 現地検査

- ① 木製品等の設置場所の位置確認
- ② 納品書と木製品等との比較確認（数量等）

（補助金等の請求等）

第 13 条 要項第 15 条第 2 項の概算払請求書には、請求金額内訳表（別記第 8 号様式）を添付するものとする。

（実績報告）

第 14 条 要項第 13 条第 2 項第 1 号の事業実績書は、別記第 9 号様式によるものとする。

2 広域本部長等は、実績報告を進達する際に確認検査調書（別記第 10 号様式）の写しを添付するものとする。

（事業完了後の措置）

第 15 条 事業実施主体は、本事業により設置した木製品等について、常に良好な状態で管理を行うこと。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 4 日から施行し、平成 24 年 4 月 3 日から適用する。
- 2 この要領は、平成 26 年 5 月 23 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 29 年 5 月 11 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 30 年 5 月 29 日から施行する。

なお、木とともに育つ環境整備事業実施要領の運用について（平成 24 年 4 月 4 日林振第 112 号通知）は廃止する。

- 7 この要領は、令和元年 5 月 10 日から施行する。
- 8 この要領は、令和 2 年 4 月 20 日から施行する。
- 9 この要領は、令和 3 年 4 月 22 日から施行する。
- 10 この要領は、令和 7 年 5 月 22 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 事業内容	幼稚園、保育所、小中学校（但し国公立を除く）等における木製品の導入に対して補助を行う。 幼稚園、保育所、小中学校（但し国公立を除く）等において子供たちが使用する対象木製品は、次のとおり。 1 机（テーブル、座卓） 2 椅子（ベンチ） 3 ロッカー（道具入れ） 4 棚（収納棚、下駄箱） 5 柵（パーテーション、乳幼児サークル） 6 室内用木製遊具 7 上記以外の場合は、事前協議書（別記第11号様式）で協議のうえ、知事が認めたもの。
2 事業実施主体	県等が認定する木育のインストラクターが所属する幼稚園、保育所、小中学校等を設置している学校法人、社会福祉法人等
3 補助対象経費 及び補助上限	木製品の購入費の2分の1以内 ただし、補助上限額50万円とする。 また、机（テーブル、座卓）と椅子（ベンチ）については1人分各5千円を上限とする。それ以外の木製品については15万円を上限とする。
4 採択要件	1 県産木材を使用すること。 2 木の文化や森林・地球環境、木材の良さ、地域材利用の意義などを理解するための学習会を開催すること。 3 合法木材を使用すること。 4 事業実施主体と木製品納入事業者の間で、導入する木製品の強度及び、使用する塗料、接着剤等の安全性について確認を行っていること。 5 広報用写真撮影、パンフレット設置等、県が行う県産木材のPRに協力すること。 6 導入する木製品に「水とみどりの森づくり税」で作成されている旨記載すること。

別記第1号様式【第5条、第7条、第9条関係】

令和 年度くまもとの森林環境教育（木製品導入補助）
事業（変更）計画書

1 事業実施主体							
事業実施主体	フリガナ（ ）						
代表者職氏名	フリガナ（ ）						
所在地	〒 フリガナ（ ）						
所属する木育インストラクターの氏名							
消費税の課税方式	一般課税 簡易課税 免税 （該当するものに○）						
2 連絡先							
担当者職氏名							
電話／FAX	／						
E-Mail							
3 事業計画							
設置箇所	施設名称						
	所在地	〒					
机・椅子	規格（名称） 数量						
その他の 木製品	規格（名称） 数量						
設置日							
学習会の 実施計画	実施日		時間				
	場所						
	参加人数						
	実施者						
	内容等						
4 事業費積算及び補助額（単位：円）							
	規格（名称）	何人用	数量	単価（税込（抜））	事業費	事業費/2	補助額
机・椅子							
その他の 木製品							
（単価30万 以上の木製品）							
総合計		事業費					
		負担区分	県（総補助金額）		その他		

※消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。

ただし、申請時において消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかでないものについてはこの限りではない。

※木育インストラクターが申請団体に所属していることを証明する資料を提出してください。

別記第2号様式【第6条、第8条関係】

令和 第 号
 年 月 日

(事業実施主体の長) 様

熊本県知事 印

令和 年度(年度)くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)
事業実施(変更)計画の承認について(通知)

令和 年(年) 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについては、承認します。

なお、下記のとおり補助金額を(変更)内示しますので、補助金(変更)交付申請書を令和 年(年) 月 日までに提出してください。

記

補助金(変更)内示額 円

別記第3号様式【第10条関係】

第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 様

(事業実施主体の長)

令和 年度くまもとの森林環境教育（木製品導入補助）事業の
補助金交付決定前着手承認申請書

このことについて、令和 年度事業計画に基づき、着手の条件を了承
のうえ、下記のとおり交付決定前に実施したいので、「くまもとの森林環
境教育（木製品導入補助）事業実施要領」第10条の規定に基づき、申請し
ます。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

事業の内容	事業費 (円)	事業着手予定年月日 事業完了予定年月日	備 考

3 着手の条件

- (1) 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、その損失は事業実施主体が負担すること。
- (2) 交付決定を受けた額が、交付申請の額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記第4号様式【第11条第1項関係】

第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 様

(事業実施主体の長)

令和 年度くまもとの森林環境教育（木製品導入補助）事業
着手（完了）届

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、事業に着手（が完了）したので、「くまもとの森林環境教育（木製品導入補助）事業実施要領」第11条第1項の規定に基づき報告します。

記

事業の内容	事業費 (円)	事業着手年月日 事業完了年月日	備 考
			※（着手届：左欄の完了年月日は予定年月日を記載）

別記第5号様式【第11条第2項関係】

令和 年度くまもとの森林環境教育（木製品導入補助）
事業学習会実施報告書

（事業実施主体の長）

実施テーマ	
実施日	
時間	
場所	
参加人数	
実施者（講師）	
実施内容	
実施状況写真添付（2枚程度）	

熊本県産木材の産地届出書

令和 年 月 日

様

(届出者)

製材元	樹 種	品 名	規 格	数 量	原木購入先	原木生産地 (市町村名)	伐採許可、伐採届出の 年月日及び提出先	備 考

記載上の注意事項

1. 伐採届出・伐採許可別に記入すること。山元から製材所に直接搬入された場合も、同様とする。
2. 規格欄は、寸法、長さを記入。
3. 数量欄は、本数又はm³等を記入。
4. 原木生産地欄は、立木が生産された市町村名を記入。
5. 伐採許可、届出等年月日欄は、森林法に基づく許可された日、届出の受理された日を記入（例：保安林における伐採許可、届出については森林法第34条及び第34条の2の規定に基づく許可を受けた日、届出の受理された日を記載。その他の伐採届出については森林法第10条の8第1項（伐採及び伐採後の造林届出）又は第15条（森林施業計画に係る伐採等の届出）の規定に基づき届出を行った日等を記載。）

別記第7号様式【第11条第2項関係】

木製品の安全性に関する確認書

令和 年度くまもとの森林環境教育（木製品導入補助）事業の実施に係る契約締結に際し、事業で導入する木製品の強度及び使用する塗料、接着剤の安全性について、事業実施主体と納入事業者との間で確認を行いました。

令和 年 月 日

（事業実施主体の長）

（納入事業者の長）

別記第8号様式【第13条関係】

概 算 払 請 求 金 額 内 訳 表

[illegible]

別記第9号様式【第14条第1項関係】

令和 年度 くまもとの森林環境教育（木製品導入補助）

事業実績書

1 事業実施主体							
事業実施主体		フリガナ（ ）					
代表者職氏名		フリガナ（ ）					
所在地		〒 フリガナ（ ）					
所属する木育インストラクターの氏名							
消費税の課税方式		一般課税		簡易課税		免税（該当するものに○）	
2 事業実績							
設置箇所	施設名称						
	所在地	〒					
机・椅子	規格（名称） 数量						
その他の木製品	規格（名称） 数量						
設置日							
学習会の実施計画	実施日		時間				
	場所						
	参加人数						
	実施者						
	内容等						
3 事業費積算及び補助額（単位：円）							
	規格（名称）	何人用	数量	単価（税込（抜））	事業費	事業費/2	補助額
机・椅子							
その他の木製品		— — — —					
（単価30万以上の木製品）		—					
総合計		事業費					
		負担区分		県（総補助金額）		その他	

※消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。

ただし、申請時において消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかでないものについてはこの限りではない。

確 認 検 査 調 書

事 業 名	
事業実施主体（代表者）	
事業費（補助金額）	
交 付 申 請 年 月 日	令和 年（ 年） 月 日
交 付 決 定 年 月 日	令和 年（ 年） 月 日
交 付 決 定 番 号	
事 業 着 手 年 月 日	令和 年（ 年） 月 日
事 業 完 了 年 月 日	令和 年（ 年） 月 日
完 了 検 査 年 月 日	令和 年（ 年） 月 日
検 査 立 会 人	
○検査所見 上記事業を検査した結果、関係規則に照らし適正に実施されていると認められます。 令和 年（ 年） 月 日 所 属 検査員 職・氏名 印 熊本県知事 様	

別紙（「確認検査調書」に添付）

設置箇所	幼稚園、保育所 又は学校名	
	所在地	
学習会の実施状況 (1) 日時 (2) 場所 (3) 内容等		
契約年月日		
契約期間		
設置年月日		
納入業者名		

別記第 1 1 号様式【第 3 条別表 1 関係】

令和 年 月 日

熊本県知事

様

(事業実施主体の長)

令和 年度くまもとの森林環境教育（木製品導入補助）事業
木製品導入事前協議書

このことについて、「くまもとの森林環境教育（木製品導入補助）業実施要領」第 3 条別表の木製品の補助対象について下記のとおり導入したいので、事前に協議します。
記

導入する木製品	単価 (円)	数量	合計 事業費 (円)	補助金額 (円)	備 考

(添付書類)

木製品の規格を掲載した図面又は商品カタログ